

平成28年度市・県民税の申告

市・県民税の申告受付を2月23日から左表のとおり行いますので、地区の指定日に申告してください。

また、前年の状況を基に、市役所から市・県民税申告書を1月下旬に送付します。すべての方には申告書を送付しませんので申告書が必要な方はご連絡ください。

なお、所得税の還付申告や確定申告をされた方は、市・県民税の申告は不要です。申告書が送付された場合は処分してください。※申告方法などは「広報かがやき2月号」でお知らせします

問い合わせ／市民税課普通徴収担当・特別徴収担当（内線2254～2257）

市・県民税の申告受付日程

受付時間＝9時～15時30分

とき	申告会場	地区
2月23日(火)	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台
2月24日(水)		関新田、新井、境、上会下、屈巢
2月25日(木)	吹上生涯学習センター	吹上、吹上富士見
2月26日(金)		筑波、吹上本町、南
2月29日(月)		大芦、下忍
3月1日(火)		北新宿、新宿、鎌塚
3月2日(水)		榎戸、荊原、袋、前砂、明用、三町免、小谷
3月4日(金)		田間宮生涯学習センター
3月8日(火)	箕田公民館	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稲荷町、赤見台
3月9日(水)	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
3月11日(金)	クリア こうのす	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
3月14日(月)		鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曾根
3月15日(火)		加美、宮地、東、天神、神明、逆川

ふるさと納税ワンストップ特例制度

平成27年4月1日より「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

この制度は、確定申告をする必要のない給与所得者などがふるさと納税をされた場合に、納税（寄附）先が計5団体以内で、かつ確定申告又は住民税申告を行わない方に限り、申請書を提出することで、申告を行わなくても寄附金控除が受けられる制度です。

平成27年1月1日から3月31日にふるさと納税をされた方は、特例制度の対象外となりますので申告が必要です。また、確定申告・市県民税申告が行われた場合は、ワンストップ特例制度の申請はなかったものとみなされますので、特例申請をした寄附額を含めて申告が必要となります。詳細はふるさと納税ポータルサイトもしくは市民税課にお問い合わせください。

問い合わせ／市民税課普通徴収担当・特別徴収担当（内線2254～2257）

青色申告相談会

【青色決算書・青色確定申告書作成相談会】

とき・ところ／2月23日(火)＝商工会吹上支所、2月24日(水)、3月2・3日(水・木)＝鴻巣市商工会、3月8日(火)＝商工会川里支所

※時間はいずれの日も午前の部＝9時30分～11時30分、午後の部＝13時30分～15時30分

問い合わせ／鴻巣市青色申告会（☎541-1008）

市・県民税の住宅借入金等特別税額控除

平成21年～平成27年までの間に居住し、所得税の住宅ローン控除制度を受け、控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において住宅ローン控除が適用されます。

なお、所得税の住宅ローン控除を確定申告又は年末調整で控除を受けた方は、市町村に対する申告などの手続きは不要です。

※平成18年末までに入居した方に対する税源移譲に伴う住宅ローン控除についても、平成22年度以降は上記と同様に申告不要です。

問い合わせ／市民税課普通徴収担当・特別徴収担当（内線2254～2257）

税理士による無料税務相談

とき／2月1日(月)～15日(月) ※土・日・祝日を除く
ところ／市内の税理士事務所

対象／市内在住で次のいずれかに該当する方
①年金受給者 ②給与所得者で医療費控除を受ける方 ③平成27年中で退職・就職した方や年末調整の済んでいない方など

内容／少額な所得の申告相談、申告書作成

注意／住宅借入金等控除を受ける方や収入が600万円を超える方は、少額な料金が発生する場合がありますので、申込みの際にご確認ください

申込み・問い合わせ／9時30分～16時（12時～13時を除く）に電話で関東信越税理士会上尾支部事務局（☎048-776-8777）

